

中小企業、個人事業主等の資金繰り支援について

区内中小企業等が利用できる主な資金繰りを掲載しました。

ここに掲載していない支援や、支援を受けることを検討する際には、必ず最新の情報をご確認ください。

【台東区】台東区経営持続化特別資金（台持）

新設

対象	原則、直近1か月の売上高等が減少している方
融資限度	500万円以内
融資期間	運転資金8年以内（内据置12か月以内）
貸付金利	2.0%以内(区利子補助2.0%以内、本人負担ゼロ) ※いったん利子はお支払いください。後日、区が全額補助します。
信用保証料	区が全額補助
申込期間	令和2年6月1日から9月30日まで
申込先	台東区中小企業振興センター内 産業振興課融資担当 ☎5829-4128

融資期間は無利子に。
ゆっくりと低額で返済
することができます。

【事前相談をお勧めします】

融資は、金融機関が行います。台東区に融資あっせん申込書を提出する前に、融資申込を予定している金融機関にご相談ください。また、金融機関は、区への申請を代行することができます。

最新情報はこちらからご確認ください。

本資料は、台東区公式ホームページ 特設ページに掲載しています。

台東区

事業団

検索

台東区 新型コロナ

で検索



併せて、(公財)台東区産業振興事業団ホームページもご覧ください。

最新情報や、より詳しく内容を知りたい方は、こちらをご覧ください。

【国】経済産業省
新型コロナウイルス
感染症関連



【国】厚生労働省



(独)中小企業
基盤整備機構



【東京都】

新型コロナウイルス
感染症対策
サイト



(公財)東京都中
小企業振興公社



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、**マスク着用**、**咳エチケット**や**手洗い**に加え、**3密**(密集、密接、密閉)にならないよう、皆様のご協力をお願いいたします。体調のすぐれない方は来所をご遠慮ください。

【東京都】新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 ① ★5/1変更

対 象	最近3か月の売上または今後3か月の売上見込が令和元年12月以前の直近同期比▲5%以上減少
融資限度	2億8,000万円（無担保8,000万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置5年以内）、設備資金15年以内（据置5年以内）
貸付利率	1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外1.5%～2.2%以内）
信用保証料	都が全額補助
申 込 先	取扱指定金融機関
相談窓口	産業労働局金融部金融課 ☎5320-4877

【東京都】新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ② ★5/1変更

対 象	・最近3か月の売上または今後3か月の売上見込が 令和元年12月以前の直近同期比▲5%以上減少 ・事業計画を策定し、経営改善などに取り組む
借換対象	現在借り入れている信用保証協会の保証付融資
融資限度	2億8,000万円（無担保8,000万円）
融資期間	運転資金 10年以内（据置5年以内）
貸付金利	1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外1.5%～2.0%以内）
信用保証料	都が全額補助 （借換対象融資の元金返済が1年以上継続実施していない場合は2/3）
申 込 先	取扱指定金融機関
相談窓口	産業労働局金融部金融課 ☎5320-4877

【無利子融資】

融資額1億円まで

全額補給

（①～④の合算）

※都が金融機関に利子相当額を補給するため、事業主の方は借入当初から利子の支払い負担が生じません。

融資実行後

3年間

※4年目以降は、制度融資所定の金利をお支払いいただきます。

【東京都】危機対応融資 ③

対 象	・最近1か月間の売上が前年同月比で▲15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で▲15%以上減少が見込まれること ・危機関連保証に係る区の認定を受けている
融資限度(別枠)	2億8,000万円（無担保8,000万円）
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内（据置2年以内）
貸付金利	1.5%～2.0%以内
信用保証料	都が全額補助
申 込 先	取扱指定金融機関
相談窓口	産業労働局金融部金融課 ☎5320-4877

◎国の特例保証を利用する場合は、原則、上記に優先して以下の融資メニューを利用。

【東京都】感染症対応融資（全国制度）④ 新規

対 象	セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を受けている 個人事業主（フリーランス含む）、小・中規模事業者 ※5号は、売上が▲15%以上減少の場合に限ります。
融資限度	3,000万円（無担保）
融資期間	運転・設備資金 10年以内（据置5年以内）
貸付金利	1.8%～2.2%以内（責任共有制度対象外1.6%～2.0%）
信用保証料	都が全額補助

国の「信用保証付き融資における保証料・利子減免」制度を利用した新しい制度です。

【国】セーフティネット保証4号(全国対象)・5号(指定業種)

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

※業歴3か月以上1年1か月未満の事業者等には過去3か月の平均売上高で比較等、認定基準の運用が緩和。

認定	対象	保証割合	利用するには
4号	売上高が前年同月比 ▲20%以上減少等	100%	① 取引のある金融機関又は東京信用保証協会に事前相談。 ② 区に認定申請をする。 (※金融機関による代理申請ができます。) ③ 認定書を取得し、保証付き融資を申し込んでください。
5号	売上高が前年同月比 ▲5%以上減少等	80%	

認定申請 台東区中小企業振興センター内 産業振興課融資担当 ☎5829-4128

相談・申込先 取扱指定金融機関

【国】新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証制度

中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種を対象にした支援制度です。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの東京信用保証協会にご相談ください。

対 象	最近1か月間の売上高等が前年同月比▲15%以上減少、かつ、 その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比▲15%以上は減少	一般保証枠(2.8億)
融 資 限 度(別枠)	2億8,000万円	+
保 証 割 合	100%	+
利用するには	セーフティネット保証と同様です。	危機関連保証枠(2.8億)
認 定 申 請	台東区中小企業振興センター内 産業振興課融資担当 ☎5829-4128	
申 込 先	取扱指定金融機関	

【国】新型コロナウイルス感染症特別貸付

一時的な業況悪化を来した事業者に対し、信用力や担保に依らず一律金利で資金繰り支援を実施します。

対 象 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比▲5%以上減少等

融資限度(別枠) 中小事業3億円、国民事業 6,000万円

融資期間 運転資金15年以内、設備資金20年以内(ともに据置5年以内)

貸付金利 当初3年間 基準金利-0.9%、4年目以降基準金利

相談先 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル☎0120-154-505

*土日・祝日のご相談☎0120-112476(国民)、☎0120-327790(中小)

【特別利子補給制度】
対象となる場合は、借入後当初3年間、補給対象上限まで実質無利子となります。

【国】マル経融資の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置(別枠)

商工会議所の推薦に基づいて、日本政策金融公庫から貸し出される国の融資制度です。新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、特例措置が創設されました。

対 象	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比▲5%以上減少
融 資 限 度	別枠1,000万円(通常枠 2,000万円)
融 資 期 間	運転資金7年以内、設備資金10年以内※据置期間はお問い合わせください。
貸 付 金 利	当初3年間0.31%(通常枠1.21%)※2020年5月1日現在
申 込 先	東京商工会議所 台東支部 ☎3842-5031

【特別利子補給制度】
対象となる場合(小規模事業者の法人は15%以上売上が減少していること、個人事業主は追加要件無し)は、借入後当初3年間、実質無利子となります。

【国】生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ①

対 象 生活衛生関係の事業を営む方で、最近1か月間の売上が前年または前々年の同期に比較して▲5%以上減少等

融 資 限 度(別枠) 6,000万円

融 資 期 間 振興計画認定組合の組合員: 運転資金15年以内 (据置5年以内)
設備資金20年以内 (据置5年以内)
組合員以外: 設備資金20年以内 (据置5年以内)

貸 付 金 利 当初3年間 基準利率-0.9% 4年目以降基準利率

【特別利子補給制度】
対象となる場合は、借入後当初3年間、補給対象上限3千万円まで実質無利子となります。

【国】新型コロナウイルス対策衛経融資(生活衛生改善貸付) ②

対 象 生活衛生同業組合等の経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方で、最近1か月の売上が前年または前々年の同期に比較して▲5%以上減少

融 資 限 度(別枠) 1,000万円

融 資 期 間 運転資金7年以内(据置3年以内)、設備資金10年以内(据置4年以内)

貸 付 金 利 当初3年間 特別利率-0.9% 4年目以降特別利率

【特別利子補給制度】
対象となる場合は、借入後当初3年間、補給対象上限3千万円まで実質無利子となります。

【国】衛生環境激変対策特別貸付 ★生活衛生関係の事業を営む方 ③

対 象 旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方

- ①最近1か月間の売上が前年または前々年の同期に比較して▲10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

融 資 限 度(別枠) 1,000万円 (旅館業は3,000万円)

融 資 期 間 運転資金 7年以内 (内据置2年以内)

貸 付 金 利 基準利率 ※貸付期間・担保の有無等により変動。詳しくは日本政策金融公庫にお問合せください。

※①～③のお問い合わせ先

相 談 先 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 平日☎0120-154-505

土日・祝日☎0120-112476(国民生活事業)、☎0120-327790(中小企業事業)

☆ 新型コロナウイルス感染症の影響による融資あっ旋等の手続きに必要な台東区で発行する各種証明書の交付手数料を無料にします。

交付手数料が無料となる証明書	対応窓口	申込方法
住民票の写し(広域交付住民票は除く。)	戸籍住民サービス課、 南部区民事務所、北部区民事務所	申請書に貸付や融資等の申請に使用することを明記のうえ、申し出てください。 ※申請の際にお申し出がない場合は、無料のお取り扱いができません。
印鑑登録証明書※		
特別区民税・都民税課税証明書	税務課税務係、 戸籍住民サービス課、 南部区民事務所、北部区民事務所	
特別区民税・都民税非課税証明書		
特別区民税・都民税納税証明書		

▽注意事項 ※印鑑登録証明書を除き、郵送での申請が可能です。感染拡大防止のため、郵送をご利用ください。

※特別区民税・都民税の証明書は、原則として、証明する年度の1月1日の住所地で発行します。

住所地をお確かめのいただき、お間違え内容ご申請ください。

※コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して、住民票の写しまたは印鑑登録証明書を取得した場合は、無料のお取り扱いとはなりません。

▽お問合せ 台東区役所 戸籍住民サービス課証明担当☎5246-1163、税務課税務係☎5246-1101